

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

平成 22 年 8 月 25 日
株式会社証券保管振替機構

1．改正趣旨

株式等振替制度においては、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主のために、発行者は、株主ごとの源泉徴収税額控除前の配当金支払予定額を弊社に通知することとしている。これは、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の3の2第1項の適用を受ける株式数比例配分方式で支払われる上場株式等の配当等については、国内における支払の取扱者である口座管理機関に源泉徴収義務が課されているためであり、弊社は、発行者から通知された源泉徴収税額控除前の配当金支払予定額を口座管理機関に通知することとしている。

しかし、弊社は、租税特別措置法第9条の3の2第1項の適用を受けないフェニックス銘柄等の非上場株式も取扱対象としており、当該非上場株式の配当金の源泉徴収義務は、口座管理機関でなく発行者に課されているため、当該非上場株式の配当金が株式数比例配分方式で支払われる場合には、発行者は株主ごとの源泉徴収税額控除後の配当金支払予定額を弊社に通知する必要がある。

このため、租税特別措置法第9条の3の2第1項の適用を受けない配当金については、発行者は株主ごとの源泉徴収税額控除後の配当金支払予定額を弊社に通知するよう、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）の一部の改正を行う。

2．改正概要

振替株式の発行者が、株式数比例配分方式で配当金を支払う場合に、弊社に通知する配当金支払予定額について、当該配当金が租税特別措置法第9条の3の2第1項の配当金に該当しないものであるときには、「株主ごとの源泉徴収税額控除後の配当金支払予定額」を通知することとする（規程第170条）。

3．施行日

平成22年9月1日から施行する。

以 上